



就任に際して

勝山市長

山内 纈喜

自治の強化と財政の確立にあると存じます。

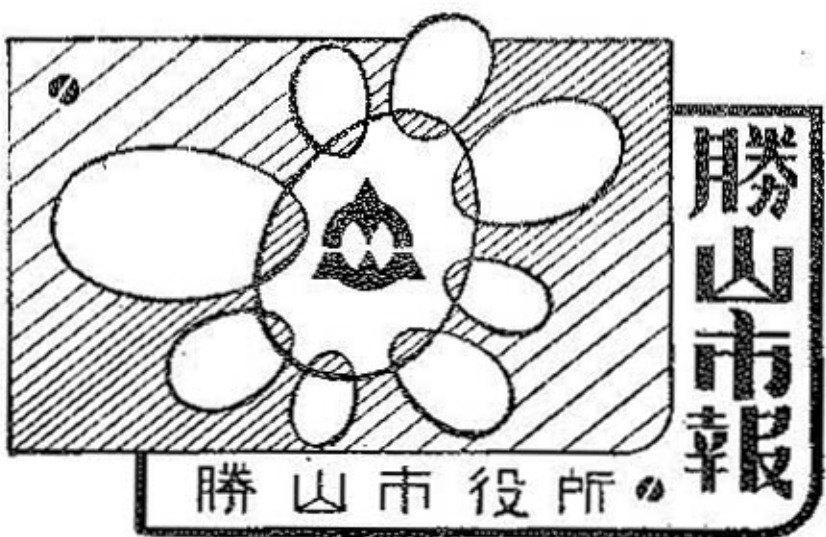
今回はからずも勝山初代市長として当選の榮を与えられましたことは、市民各位の絶大なる御支援の賜でありまして、唯々感激に堪えない次第でございます。

就任の初めに当りまして申し上げたいことは、何よりも市民と共にあり、市民の福利増進と新市の融合団結による発展的建設に努力致したいこととあります。

市長と言う職務は、市民皆様の公僕であり、主人は皆様であります。公僕である市長と主人である皆様とが親しみ合い、共に喜びを分かち、また共に悲しみを分かち合つて初めて明朗な市政がいと名めるものと存じます。

こうした点より皆様の御意見を承り、私の抱いている抱負とをお互によく話し合つて理解し納得のゆく明るい市政をうち樹てたいと思ひます。町村合併の目的は地方

自治の強化と財政の確立にあると存じます。当勝山市は地域的田園都市の性格を有して居りますので、この観点に立脚致しまして政治、経済、教育、文化の合理的な計画運営を図り、勝山市の実態を把握して善処したいと存じます。わけても新市発足に当りまして、計画された建設五ヶ年計画の尊重と都市の厚生行政、産業の振興、交通文化の発達に意を注ぎ、行政の刷新、冗費の節減を図り以て健全なる財政基盤の上に立つて明朗な勝山市の発展に寄与致し度き覚悟で御座居りますので今後尚一層の御協力を御願ひ致します。



(第4号) (昭和29年11月10日)

11月20日~21日 市長杯争奪 第一回市民野球大会開催

勝山市民の融和と親睦を計り併せて健康増進と休位向上を目的とし、勝山市のスポーツの発展に寄与するため、市長杯争奪第一回勝山市市民野球大会が開催されることになりました。この大会は毎年行われることになつて居ります。そこでこの大会について大体のあらましをお知らせしましょう。

市民野球大会要領
一、日時(予定)
十一月二十日(土)、

二十一日(日)の二日間

一、場所

成器南小学校グラウンド

一、試合方法

トーナメント

一、出場チームの選出とチームの編成

◎選出 旧勝山町より四チーム

新町より各一チーム(八チーム)計十二チーム

◎編成

中学校生徒 二名

高等学校生徒 二名

二十才台の人 二名

(一般の二十才以下も含む)

三十才台の人 二名

四十才以上の人 二名

(但し該当年令の交代は随意)

一、表彰と賞品

優勝チーム賞(市長賞)、準優勝チーム賞(体育協会賞)、

最高殊勳選手賞、最優秀投手賞

打擊賞、敢闘賞、ホームラン賞

【選挙ニュース】

歴史的な初代市長選挙の開票は十月十六日成器西小学校に於て開票されました。



今般勝山市の誕生と共に藩納税の整理に着手し、之が納税については種々の御便宜と御察子を圖り一日も早く、自主的に完納される様期待致して居りましたが、担当の期間を経過した今日、未だ担当の滞納税のあることを遺憾に存じて居ります。

納税者の皆様とされても、色々とお都合もありましようが、市と致しましては此の儘放置致す訳にも参りません。

11月1日～30日
納税完納強化運動
納税で築け新生勝山市

そこでこの度強力なる運動を展開し滞納税の一掃に乗り出したわけでありませう。

納税者の皆さん！何卒本運動の趣旨を御察下さいまして、是非でも此の期間中に御完納の御協力を切にお願ひする次第であります。

若し此の儘放置されますと、百円に付日歩四銭の延滞金と、それと同額の延滞に同様の延滞加算金が増され、益々皆様方の負担が重くなりますと共に、未納の場合には止むを得ず逐次強制処分を断行致す所存でありますので、お互がいやな思いをしないようちにお互に早く御納付されます様重ねて御願ひ申し上げます。

なお本運動期間中、納税相談所を開設致しますから、精々御利用下さるよう御すゝめ致します。

◇納税相談所開設日程◇

- 十一月十日 野田支所
 十一月十一日 土支所
 十一月十五日 半井寺支所
 十一月十六日 本郷支所
 十一月十九日 蓮羽支所
 十一月二十二日 北郷支所
 十一月二十四日 寛谷支所
 ※時間は何れも午前九時より午後四時まで

全国火災原因別発生件数調 (自昭和25年 至昭和27年)

年度別	原因別	火酒つけ	火鉢	風呂燗	こんろ	炬燵	毛氈器	炬燵	煙草	取灰	かまど	昇火	使火	漏電	燭火	不明	その他	
昭和	2	5	56	265	356	489	501	551	820	957	1,094	1,107	1,114	1,189	1,347	1,863	2,221	5,283
〃	2	6	90	218	308	374	503	582	618	931	1,122	1,366	1,414	1,416	1,427	2,423	2,384	5,977
〃	2	7	98	278	356	445	472	552	1,091	1,100	1,129	1,331	1,355	1,425	1,585	2,268	2,351	6,249



最近各地に火災が頻発しています。昨今朝夕寒さが身に沁みる頃となりましたが各家庭に於かれても、コタツやいろり、其の他火気の始末に充分御注意して頂き火事に因る忌わしい災害を無くしようではありませんか

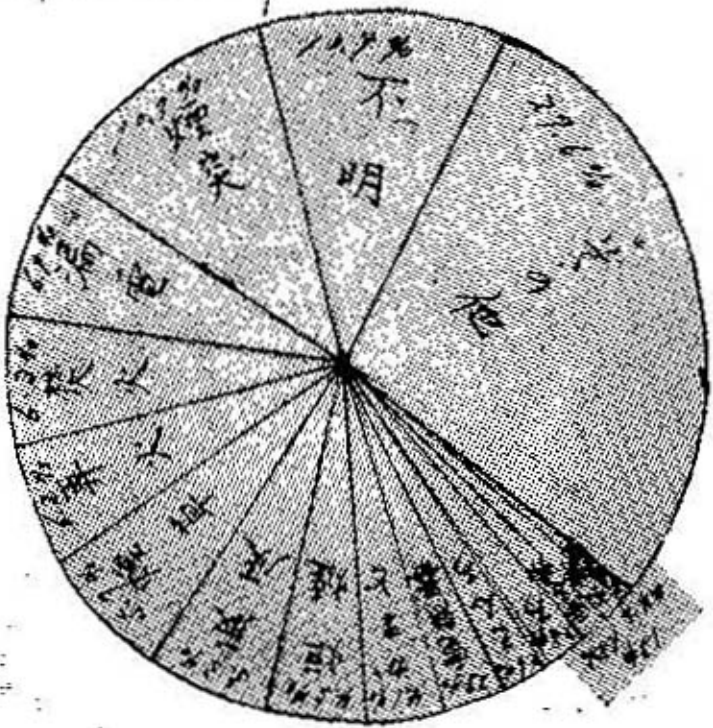
火災を防ぐ爲に！

原因をよく調べて見ましよう

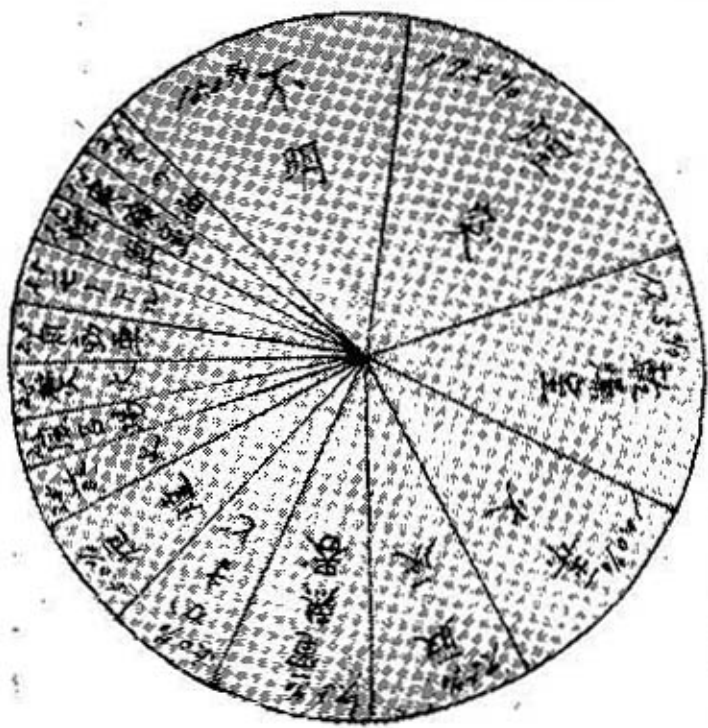
火事は一寸した不注意、心のゆるみから思ひもよらぬ大きな災害を招きます。全国的に見まして其の発生原因と件数を調べて見ますと次の通りであります。

火事は水より 心で防げ

自昭和二十五年 至昭和二十七年 同火災原因別発生件数調



自昭和二十九年一月一日 至昭和二十九年十月三十一日 同勝山市(一町八ヶ村)火災原因別発生件数調



勝山市国民健康保険条例と 国民健康保険給付規程

市民の皆さん方に最も関係の深い勝山市国民健康保険条例並びに勝山市国民健康保険給付規程についてお知らせいたしましたように。

勝山市国民健康 保険条例

第一章 省略

第二章 被保険者

第五条 本市は勝山市内の世帯主及びその世帯に属する者を以て被保険者とする。但し左に掲げる者を除く。

- 一、健康保険の被保険者及び船員保険の被保険者。但し船員保険法第二十条第一項の規程による被保険者はこの限りでない。
- 二、特別国民健康保険組合の被保険者。
- 三、法律の規定に基いて組織する共済組合であつて私傷病につき療養に関する給付をするものの組合員及び被保険者。
- 四、医療従事者、医療担当者（歯科を除く）その世帯にある者にして療養の必要がないと認められる者。
- 五、生活保護法の適用を受ける生活困難者。
- 六、日雇健康保険法適用者。
- 七、外国人。

第六条 世帯主である被保険者はこの条例公布後十日以内にその住所及び氏名並びにその属する世帯の被保険者の氏名、男女別生年月日及び自己との続柄を記載した書面を速かに提出しなければならない。

- 2 あらたに被保険者となつた者があるときはその属する世帯の世帯主である被保険者は第一項の規定に準じ届け出をしなければならない。
- 3 前二項に規定する記載事項中に変更があつたときは十日以内

にその旨を届出なければならない。

第七条 世帯主である被保険者が被保険者でなくなつたときは十日以内に書面を以てその旨を届出なければならない。

第八条 世帯主である被保険者が世帯主でなくなつた場合においては新に世帯主となつた被保険者は十日以内に書面を以て世帯主変更の届出をしなければならない。

第九条 被保険者中にその資格を喪失した者があるときは世帯主である被保険者は十日以内にその被保険者の氏名及び資格喪失の事由を記載した書面を以てその旨を届出なければならない。

第十条 第七条及び前条の届書には資格を喪失した被保険者の受診証を添えなければならない。

第三章 保険給付及び 保険施設

第十一条 本市においてする保険給付の種類は左に掲げるものとする。

- 一、療養の給付。
 - 二、助産及び葬祭の給付（助産費、葬祭費の支給）。
 - 三、哺育手当の支給。
- 第十二条** 療養の給付の範囲は左に掲げるものとする。

- 一、診察（往診及び処方箋の交付を含む）。
- 二、薬剤又は治療材料の支給（診察以外の薬品及び売薬の支給を含む）。
- 三、処置手術その他手当。
- 四、入院。
- 五、看護。
- 六、被保険者の移送（看護及び被保険者の移送については市長の承認を受けることを要する）。

第十三条 前条第一号乃至第四号の給付については被保険者は本

市の定めた療養担当者の中自己の選定した者についてこれを受けるものとする。

第十四条 療養の給付は転帰に至るまでこれをするものとする。但し同一傷病につき引続き給付するときは二ヶ年を限度とする。

第十五条 被保険者が左の場合において療養担当者以外の医師、歯科医師その他の者の手当を受けたときは療養の給付に代えて療養費を支給する。

- 一、本市に於て療養の給付をすることが困難であるとき。
- 二、緊急の必要があるとき。
- 三、その他必要により市長の承認を受けたとき。

第十六条 療養費の額は療養に要した実費とする。但し療養の給付をする場合に要する額から第十七条の規定による一部負担金の額を控除した額を超えることができない。

- 2 前項の療養費の額は療養に要した費用と家族療養費との差額に相当する額とする。但し療養の給付をする場合に要する額と家族療養費との差額に相当する額を超えることができない。
- 3 他の法令に基き医療の公費負担あるものに付いてはその額を控除した額に一部負担金を課する。

第十七条 被保険者が療養の給付を受けるときはその属する世帯の世帯主である被保険者はその費用の一部を負担しなければならない。但し特別事由がある者については議会の議決を経てこれを減免することがある。

- 2 前項の一部負担金の割合及び徴収方法については別にこれを定める。

第十八条 助産費及び葬祭費の額は一千円とする。但し助産費は六ヶ月、葬祭費にありては一年未満のものには適用しない。

2 哺育于当の額は一ヶ月二百円とし六ヶ月を限度とする。(但し被保険者が六ヶ月未満のものは除く)

第十九条 伝染病予防法その他法令の規定により無償で療養を受ける場合はその限度において療養の給付はこれをしなす。

第二十条 本市は被保険者の健康保持増進のため左に掲げる施設をする。
一、伝染病、寄生虫、その他疾病の予防。
二、健康診断。
三、母性及び乳幼児の保護。
四、栄養改善。
五、その他健康の保持増進に関する施設。

第二十一条 この章に定めるものの外保険給付及び保健施設に關し必要な事項は別にこれを定める。

第四章 保険税
第二十二条 世帯主である被保険者は別に定める額の保険税を納付しななければならない。

第二十三条 健康保険及び給付保険の被保険者又は法律の規定に基いて組織される共済組合員で世帯主である被保険者の保険税は議会の議決を経て軽減することができる。

第二十四条 保険税の額が決定したときは市長は速かにこれを世帯主である被保険者に通知しななければならない。額に変更があったときもまた同様とする。

第二十五条 保険税は毎年度四月から六月迄の分を四月末日迄に七月から九月迄の分を七月末日迄に、十月から十二月迄の分を十月末日迄に、一月から三月迄の分を一月末日迄に納付しななければならない。

第二十六条 納付期限を過ぎて保険税を納付しないものがあるときは市長は期限を指定してこれを督促しななければならない。

第二十七条 特別の事由があるものについては議会の議決を経て保険税を減免し又はその徴収を猶予することができる。

第二十八条 この章に定めるものの外保険税に關して必要な事項

は別にこれを定める。

勝山市国民健康
保険給付規程

第一条 被保険者が療養の給付を受けようとするときは保険者の定めた療養担当者に受診証を提示しななければならない。但し止むを得ない理由あるときはその事由が止んだ後速かにこれを提示しななければならない。

第二条 被保険者が療養担当である薬剤師については薬剤の支給を受けようとするときは療養担当者である医師から処方箋を受け、これを療養担当者である薬剤師に提出しななければならない。

第三条 被保険者が入院加療を要するときは次の事項を速かに保険者に届出なければならぬ。
一、住所及び氏名。
二、受診証の番号。
三、傷病名。
四、入院したい病院又は診療所の所在地及び名称。
五、入院予定日数。

第四条 被保険者で看護又は移送の給付を受けようとするときはこれを保険者に申請しななければならない。

第五条 歯科補綴の中金冠は給付しない。

第六条 被保険者が療養担当者外の医師又は歯科医師の診察を受けようとするときは保険者の承認を得なければならぬ。

第七条 被保険者が療養の給付を受けたときはその被保険者(給付を受けたものが世帯主でない被保険者であるときはその属する世帯の世帯主)に對してその給付に對する一部負担金の額を告知する。
一、一部負担金の額は五割以内とする。
二、前項の告知があつたときはその納付義務者は保険者の指定する期限までにこれを納付しななければならない。
三、前項の一部負担金を納付しないもの又は三月以上の滞納したものに對し、療養の給付を停止することができる。但

し勝山市国民健康保険証紙により給付を受けたものについては一部負担金は徴収しない。

第八条 一部負担金に對する徴収督促手数料(給付金等)については勝山市税条例を準用する。

第九条 療養費支給申請書には療養に要した費用の額に關する証憑書類を添えなければならぬ。

第十条 助産費及び葬祭費、哺育手当の支給を受けようとするときは保険者はこれを申請しななければならない。

第十一条 一部負担金は一月未満の端数があるときはその端数を切り捨て計算する。

附 則
1 この規程は公布の日から施行する。
2 この規程の適用を受けない一部負担金についてはなお従前の例による。

8 第七条の但し書の規定は当分旧勝山町の区域に限り適用する

納税て

築け吾等の

勝山市

【火災予防運動期間】
11月26日~12月2日

市 民
一人一人が
火の用心

立派な製品目指して

木炭検査員の強化

製炭者の皆さんへ

本年度の木炭生産も漸々最盛期に入ると共に当所では今後一層木炭の品質を改善し、製炭技術の改良を強力に推進し市場に於ける懸評の一掃に全力を傾注してまいります。最近市場に出廻る木炭にイブリ炭混入、径寸の不統一、量目不足等目に余る粗悪製品が多くなつています。また包装は長方形のものや、楕形のもの、口繩の掛け方の違ふもの、繩の細いもの、切柴使用のもの、柴の太いもの等あつて極度に商品価値をおとされています。そこで規定通り是正方速かに指導すると共に嚴重なる検査の施行に努めるため、一部木炭検査員の異動が発表され左記配置表の通り

担当区域を変更し、十二月二十日から新担当区域を巡回勤務することになりましたからお知らせします。

配置表

勝山地区の県外移出検査、旧勝山町の生産検査
主 任 中村 長一
平泉寺町、村岡町、遅羽町、北谷町の内中野俣、杉山の生産検査
木炭検査員 永井六右衛門
北郷町、鹿谷町、荒土町、野向町の生産検査
木炭検査員 南部 秀男
北谷町の内中野俣、杉山を除く生産検査
木炭検査員 上山 巖
(勝山林産検査所)

印鑑の諸手続きについて御存知ですか

最近印鑑の御使用が何か多いと思われまので印鑑の諸手続きについてお知らせすることに致します。

そこで皆様が市役所又は支所で印鑑証明書を受領されるには先づ必ず本市に印鑑の届出をしておかねばなりません。

印鑑を届出するには、本人が出席して之をしなければなりません。届けのできる印鑑は、本人一人一印だけです。法人の代表者として届けられる場合も代表者一人一印です。

届出のできない印鑑は、赤印、インク使用のもの、印影の不鮮明なもの、毀損したるもの。

改印鑑届とは、赤印が右に述べた段階を経て届けられた印鑑が、紛失、盗難又はよく使つてすりへつた場合この改印鑑届をして頂きます。この届は必ず本人が出頭して手続きをして下さい。

印鑑住所移転届とは

赤印が印鑑を届出られてから転籍、転宅等により住所に変更を生じた場合、この手続きをして頂きます。

印鑑証明書を受領するには、赤印鑑の証明書を受領するには、本人が出頭して本市の条例に定める手数料を納入してから受領して頂きます。この場合代理人に依頼する時は保証人二人の委任状(市役所戸籍課または支所に所定の委任状がありま

す)がいります。大体以上の通りですが詳しいことは市役所戸籍課又は各支所の印鑑係で御尋ね下さい。

福井県木材業者及び木材工業者登録条例が施行になりました

この十一月一日より木材業者及び木材工業者登録条例が制定になり既に施行されていますから該業者の方は至急登録を受けられてから営業されますようお知らせ致します。そこで木材業者とは素材の生

産立木(但し製炭用は除く)および木材の売買斡旋並に販売を営む者(県外に住所又は営業所を有する者で県内に於てこれらの業を営む者も含む)を云います。

次に木材工業者とは木材を原料の一部又は全部として三馬力以上の動力機械設備により製材木工(単板、突板、荷板、木毛を含む)およびバルブ製造を営む者並に木材(素材及び製材)を原料として営業を営んでおられる方は、十一月三十日までに登録申請書(住所又は事務所の所在地を管轄する)林業経営指導員駐在所に提出して下さい。

また新たに営業される方は其の都度登録申請書許可を受けてから営業して下さい。登録申請者は登録申請一件につき七百円の手料(福井県収入証紙を貼布)を納付するようお願いいたします。若し登録を受けずに営業をしている場合は営業の停止、又は罰則に処せられますから充分御注意下さるようお知らせ致します。なお御不明の点がありましたら福井県林業経営指導員駐在所(勝山市中後)にお問合せ下さい。

お尋ねされる場合は

平泉寺、勝山、野向、荒土、北郷、鹿谷、遅羽各町の該業者の方は福井県林業経営指導員駐在所(勝山市中後)にお問合せ下さい。村岡、北谷町の方は勝山市役所村岡支所へ

(選挙ニュース)市弘毅企画課提供の速報板にじいつと見入る市民陣



共同募金

目標額完遂に

あと一押し

去る十月一日より一ヶ月間全国一斉に共同募金運動を展開いたしました。本市に於きましても本運動の趣旨に則り皆さん方に特段の御協力をお願い申し上げましたところ、皆様の美しいたすけあいの真心と深い御同情により好成績を挙げていることにつきまして深く感謝していると共に衷心より厚く御礼申し上げ次第であります。然しなから未だ一部未納の分もありましたので、恵まれない人々の為に早急納めて頂くよういまま一層の御協力をお願い致します。

造林こそ

水害防止策の

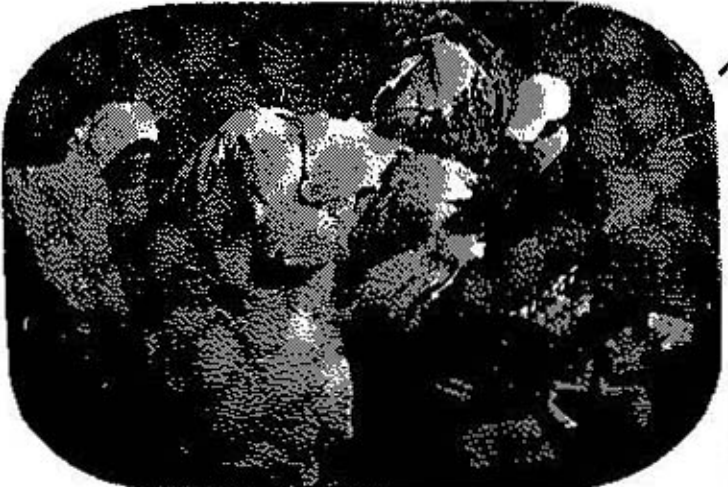
第一要素

我が国の森林面積が国土の六割を占めていることは皆さん方もよく御存知の通りであります。この森林が戦争中には軍需資材として、また終戦後に於ては復旧資材の需要に供せられるため荒廃の地が年々増加している実情にあります。降雨の際は水害の一大

原因となつています。そこでこの水害を防止するには国土の緑化即ち植林が何よりも第一の防止策であります。森林所有者の方は一本でも多く植樹して森林の緑化を推進いたしましょう。植林については国や県から夫々補助金が交付されることになつていきますから植林された方は必ず森林組合又は市役所、各支所に造林完了届をお忘れなく提出して下さい。また次年度に於て造林をされる方の補助金を受けんとする方は前年度の九月末日迄に森林組合または市役所に届出下さい。なお御不審の点がございましたらば、市役所農林課指導員駐在所（勝山市中後）または市役所農林課林務係でお尋ね下さい。

お米屋さんの変更は
11月20日まで
概屈や其の他の事情により米屋を変更される方は来る20日までに登録申請書を市役所戸籍課瓦給係または最寄の支所まで御提出下さい。

寫真は葉たばこの收納に大わらわの農家の人々



家庭学校

の開設

秋もよいよいよ高潮して好楽に又勉強に絶好のシーズンです。そこで勝山地区公民館では市民の皆さんに優秀な諸先生をお迎えして次のような家庭学校を開設し、それらに教養を身につけて明らかな家庭を築いて頂きたいと思っております。御希望の方々は家庭学校にせいぜい入学下さい。お知らせすると共に公民館ではお待ち致しております。

家庭学校の科目

- ▼染色 家庭における染色の仕方 担任 高橋巽先生
- ▼書道 細字その他（特に初心者歓迎）
- ▼裁縫 担任 小泉すへを先生
- ▼活花 材料は公民館で準備します
- ▼謡曲 宝生流（初心者歓迎）担任 但川初男先生
- ▼申込資格は年令に制限なし
- ▼申込期日は十一月二十日迄

食糧増産に

大きな一役

比島水田の開発事業着々進む

勝山市遅羽町比島では目下水田十町歩の開発に大わらわとなつていきます。そこでこの水田開発は明治二十四年の半夏生の頃大雨のため九頭竜川が大氾濫し押し流されたため其後荒廢地となつていましたところ、戦後の食糧難の折柄漸く一部が畑作りに開墾されたというだけに止つてい

ました。年と共に区民は何とかして元どおり水田化しようと思つた意に燃えてようやく其の實が結びこの六月から開発に着手したものです。現在ではもう全工事の七八割が完了し本年末には立派に完成して来春より食糧増産の一役を担うべく完成目指して工事に余念がありません。